

各種イベント開催延期・中止の判断基準

感染症拡大による「まん延防止等重点措置」又は「緊急事態宣言」が発出された場合や、地震・台風などの災害時において、SIIA 主催の各種会合・講座・研修およびセミナー等の開催可否を以下の通り定める。延期または中止の「判断基準」を設け、有事に備える。

1. 「宣言」、「措置」の発令および「災害時」における各種イベントの制限に向けた判断基準
 - (1) 静岡県内の「緊急事態宣言」中は、会議を含むすべてのイベントを「オンライン開催」とし、「対面開催」の会議およびイベントはすべて延期または中止とする。
 - (2) 静岡県内のいずれかの市町の「まん延防止策措置」中は、理事長、運営委員長および事務局長の3者の協議により、開催可否、開催方法を判断する。
 - (3) 大災害の発生又は発生が予期される場合は、理事長、運営委員長および事務局長の3者の協議により、開催可否、開催方法を判断する。

2. 対応策の継続期間

各事象の発生時における対応策は、事象発生の翌日から発令解除の日までの期間内とする。

3. 「会議実施時のガイドライン」(感染症拡大時における対応)
 - (1) 会場キャパシティの50%以下の参加者とする。
 - (2) 各席の間隔を1席分程度離して配置する。
 - (3) 出席者にマスク着用・手指の消毒を要請する。
 - (4) 十分な換気を行う(出入口、窓などの開放および換気装置の使用)
 - (5) 会議は極力短時間とする。
 - (6) マイク使用時は使用ごとにマイクを消毒する。
 - (7) 咳・発熱あるいは風邪の症状の有無の確認(体温が37.5℃以上の場合は不参加を要請する)
 - (8) 可能な限り参加者数を制限し、オンラインあるいはハイブリッド開催を採用する。

2021年10月5日

理事会承認